

令和 元年 6 月 23 日現在

機関番号：14601

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2015～2018

課題番号：15K04434

研究課題名（和文）21世紀を生きる人材育成を指向したESDとしての音楽科カリキュラムと授業実践開発

研究課題名（英文）Music Curriculum and Teaching Practice for ESD

研究代表者

宮下 俊也（MIYASHITA, TOSHIYA）

奈良教育大学・教職開発講座・教授

研究者番号：50314521

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,700,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は「21世紀を生きる人材育成を目指すESDとしての音楽科カリキュラムと授業実践」をテーマに実施したものである。まず、ESDとSDGsの概念と、今後の音楽教育においてESDを推進していくことの意義を検討した。続いて、ESDとしての音楽授業実践の事例を開発した。開発した事例は、歌唱、器楽、創作（音楽づくり）、及び鑑賞について、小学校から高等学校までの全学年と、教員養成大学におけるプランである。それらを『ESDとしての音楽授業実践ガイドブック』としてまとめ、事例のどれもが、音楽学習によって学習者自身の人生を豊かにするだけでなく豊かで幸せな社会を創造していくことを目指すことを目的としている。

研究成果の学術的意義や社会的意義

新学習指導要領において「持続可能な社会の創り手」を育成することが求められたことに対応し、小、中、高等学校の音楽教育においてそれを実現するための授業実践プランを開発した。本研究の成果は『ESDとしての音楽授業実践ガイドブック - 小学校・中学校・高等学校・教員養成大学 -』（全198ページ）にまとめ、33の実践事例を掲げている。音楽科としてどのような授業を計画し、どのように実践すればESDとしての機能を果たせるかを、本事例によって全国の音楽科教員に提供できた。

研究成果の概要（英文）：This research theme for this project is “Music curriculum and Teaching practice”. First, we considered concepts of ESD and SDGs, and why we need to promote ESD in music education for the future. And then, we developed music teaching practice for ESD. We have included example teaching plans for “Singing”, “Playing instruments”, “Creative Music Making”, “Appraising”, for elementary school to high school students, in the “Music teaching practice guidebook for ESD”. The skills that children acquire in the music class, they will use in the future and will enrich their lives. These abilities will give children newfound appreciation of beautiful sounds and music, inspiring their creativity and enhance their musical sensibilities, to create new work of importance. Also, we not only want them to enrich their lives, but also to create a prosperous and happy society. And these examples are now programs to promote children's abilities in the music class.

研究分野：音楽科教育

キーワード：音楽科教育 ESD 実践事例

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

本研究の着想に至った背景には、次の4点がある。

日本、及び世界における、ESD と「21 世紀型能力」育成の潮流

ESD は、2014 年、日本が主導となって推進してきた「国連持続可能な開発のための 10 年」を終結したが、同時に 2014 年以降の「グローバル・アクション・プログラム」(GAP) が採択され、全世界におけるさらなる加速が求められている(文部科学省・環境省(2014)「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するグローバル・アクション・プログラム」、ユネスコ(2012)「Shaping the Education of Tomorrow」)。日本では安部首相、下村文科大臣が「今後も引き続き ESD の促進のための施策充実に取り組み、すべての小・中学校で何らかの形で ESD の実践をしていくことが課題である」と述べている(2014 年 10 月 8 日参議院予算委員会)。

一方、日本では「思考力を中核とし、それを支える基礎力と使い方を方向付ける実践力」の三層で描いた「21 世紀型能力」が示された(文部科学省(2014)「育成すべき資質・能力を踏まえた教育目標・内容と評価のあり方に関する検討会 - 論点整理 - 」)。その「実践力」には「持続可能な未来への責任」が位置付けられている。国際的にも「グローバル化と近代化により、多様化し、相互につながった社会において、人生の成功と正常に機能する社会のために必要な能力」を概念とする「キー・コンピテンシー」が、今後を求める教育の中核となっている(国立教育政策研究所「教育課程の編成に関する基礎的研究 報告書 5」より)。

世界における新しい音楽教育の方向性

2010 年、ユネスコ芸術教育世界会議が採択した「ソウル・アジェンダ」では、「芸術教育の社会的文化的貢献」「芸術の社会や文化の健全性への貢献」「芸術による平和や世界的課題への克服への貢献」が示された。また米国では、2014 年 6 月 4 日に新しい音楽教育カリキュラム「New National Core Music Standards」が出されたが、そこでも 4 つの柱のうちの一つ「Creating」に「芸術的なアイデアと芸術作品を、社会、文化、歴史的な文脈を携えて関連付ける」能力を求めている。

日本の音楽科教育における「人材育成」の視点の欠如

これまでの日本の音楽科教育は、「感性」「情操」「音楽を愛好する心情」の育成を主眼として行われてきた。しかし、それらを身に付けた人間が、具体的にこれからの社会づくりにどう貢献するのか、という視点がなかった。つまり、歌い、奏で、つくり、鑑賞する能力は、感性や情操を育成することにとどまり、それらが社会に生きる人材育成としてどう寄与するものなのか、という教育としての究極のねらいとの繋がりが定まっていなかった。そのことは、小学生の 77.6%、中学生の 79.5% が「音楽の学習が好きだ」と感じている反面、「音楽の学習が、将来の生活や社会に出て役立つ」と思っている小学生は 59.3%、中学生は 49.4% と落ち込んでいるデータからも明らかである(2010 年に国立教育政策研究所(2010)「特定の課題に関する調査結果」より)。

鑑賞領域における ESD の萌芽と、教育現場のニーズ

研究代表者はこれまで 2 つの『ガイドブック』を作成し、教育現場に提供してきた。1 つは、『批評を取り入れた新しい音楽鑑賞授業のためのガイドブック』。もう 1 つは、『ESD として、指導内容と対応させた高等学校音楽鑑賞授業のためのガイドブック』である。これらにより、中・高等学校における鑑賞領域においては、全国的に ESD としての授業実践が見られるようになった。そして、ESD の実現には、全国の多くの指導者が具体的な実践事例を示した「手引書」(=『ガイド』)を求めていることもわかった。この萌芽を捉え、さらなる ESD 推進のために、表現領域、小学校段階へと拡大した音楽科教育全体を包含する『ガイドブック』の作成が必要となった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、21 世紀を生き抜く人材育成のために、『ESD としての音楽授業実践ガイドブック』を作成し、小・中・高等学校の教育現場に提供することである。この『ガイドブック』は、「このように実践すれば、ESD (持続可能な開発のための教育) として持続可能な社会創造に貢献する人材育成を果たせる」という、具体的なカリキュラムと授業プラン集である。異文化理解、平和、文化創造、協働等、ESD が求めるものは、21 世紀を生きるために必要な資質能力であり、国が示した「21 世紀型能力」と重なる。その育成を、芸術教科である音楽科において確実に果たし、「人材こそが資源」といわれる日本を「文化立国」とし、創造的な国際社会を創生していく素地をこの『ガイドブック』を活用した教育によって築くことを期待する。

具体的には、以下の 3 つの目的を果たす。

【目的 1】

本研究の軸となる ESD と SDGs の概念、及び今後の音楽科教育において ESD を推進していくことの意義を明らかにする。

【目的 2】

小学校から高等学校まで、及び教員養成大学における授業実践事例を作成し、『ガイドブック』を刊行する。

3. 研究の方法

【目的 1 に対して】

まず、「ESD と SDGs の基本概念」を先行研究、及び国際的な政策等より整理する。続いて、「ESD の視点に立った学習指導」について国立教育政策研究所の報告、各種答申、新学習指導要領より整理する。最後に、以上を基に「今後の音楽教育において ESD を推進していくことの意義」について知見を提出する。

【目的 2 に対して】

研究代表者と全国の小・中・高等学校の音楽科教員により、【目的 1】の結果を踏まえた授業実践事例を作成する。それらの事例については、研究分担者により行政の立場から学習指導要領の目標・内容等と照合させて点検し、『ESD としての音楽授業ガイドブック』に収め、刊行する。

4. 研究成果

『ESD としての音楽授業ガイドブック - 小学校・中学校・高等学校・教員養成大学 - 』（全 198 ページ）を刊行し、全国各都道府県の教育センターや教育研究所に配布した。これにより、音楽科としてどのような授業を計画し、どのように実践すれば ESD としての機能を果たせるかを、全国の音楽科教員に示すことができた。今後、この事例をモデルにした音楽科授業が展開されることで、新学習指導要領における「持続可能な社会の創り手」の育成が音楽科によって実現していくことが期待できる。

同ガイドブックは、以下のように構成されている。

はじめに

第 1 部 ESD と SDGs の概念 及び今後の音楽教育において ESD を推進していくことの意義

第 1 章 ESD と SDGs の基本的概念

1. ESD とは何か
2. 何を持続可能なものにするのか
3. ESD で目指すこと
4. 「グローバル・アクション・プログラム」(GAP)の原則・目標(ゴール)・目的
5. ポスト-「グローバル・アクション・プログラム」(post-GAP)に向けて
6. SDGs とは何か

第 2 章 ESD の視点に立った学習指導

1. 国立教育政策研究所による ESD のまとめ
 - (1) ESD の視点に立った学習指導の目標
 - (2) 「持続可能な社会づくり」に関連する概念等と構成概念の関係
 - (3) ESD の視点に立った学習指導で重視する能力・態度(例)
2. 新学習指導要領等に示された ESD
 - (1) 中央教育審議会答申における ESD に関わる記載とポイント
 - (2) 新学習指導要領における ESD に関わる記載とポイント
 - (3) 第 3 期教育振興基本計画における ESD に関わる記載とポイント

第 3 章 今後の音楽教育において ESD を推進していくことの意義

1. 学校で音楽を教え、学ぶことの意義
2. 感性与感動

- (1) 「持続可能な社会の創り手」と感性
- (2) 「持続可能な社会の創り手」と感動
- 3. ESDとして新音楽科学習指導要領が求めるもの
 - (1) 「生活を明るく豊かなものにする」ということ
 - (2) 「音楽的な見方・考え方」
 - (3) 「資質・能力の三つの柱」
- 4. ESDの視点を取り入れた音楽科授業で目指すもの
- 5. ESDの視点を取り入れた音楽科授業で留意すべきこと
 - (1) 「インフュージョン・アプローチ」としての教科指導
 - (2) 「なんでもあり」からの脱却
 - (3) 他教科との境界線

第2部 ESDとしての音楽授業実践事例

掲載する事例について

事例一覧

- 事例 1 【歌唱:小2】 たがいのこえをきき合いながらうたおう
- 事例 2 【歌唱:小3】 拍のながれにのって、明るくのびのびと歌おう
- 事例 3 【歌唱:小6】 ストリートライブ -音の重なりを感じながら歌おう-
- 事例 4 【歌唱:中1】 日本の民謡に親しみ、よさを味わおう
- 事例 5 【歌唱:中3】 日本の歌を歌い継ごう
- 事例 6 【歌唱:高】 人はなぜフレーズや言葉を大切に歌おうとするのか
- 事例 7 【歌唱:高】 芸術歌曲から言葉の表現を学び日常に生かそう
- 事例 8 【歌唱:高】 音楽の価値観を歌から学ぼう
- 事例 9 【器楽:小1】 ようずに あう おとで えんそうしよう
- 事例 10 【器楽:小4】 せんりつの特ちょうを生かして えんそうしよう
- 事例 11 【器楽:小6】 パートの役割や楽器の音色の特徴を生かして合奏しよう
- 事例 12 【器楽:中1】 篠笛がもつ音色の魅力を探り、演奏しよう
- 事例 13 【器楽:中2】 リコーダーアンサンブルで美しく響く音の調和を味わおう
- 事例 14 【器楽:高】 篠笛のよさを味わって演奏しよう
- 事例 15 【器楽:高】 アンサンブルの特徴を生かした演奏をしよう
- 事例 16 【器楽:高】 個性豊かな音楽表現を求めて
- 事例 17 【音楽づくり:小1】 うたでおはなしをしてたのしい気もちになるう
- 事例 18 【音楽づくり:小3】 自分のチャームポイントをリズムに表そう
- 事例 19 【音楽づくり:小5】 心静かな時間を味わう音楽をつくろう
- 事例 20 【創作:中1】 校区の風景を音で綴り、音環境を考えよう
- 事例 21 【創作:中2】 誰もが楽しめるわらべうたをつくり、広めよう
- 事例 22 【創作:高】 音楽って何だろう? - 「Paper Music」の創作を通して -
- 事例 23 【創作:高】 日本らしい音のアンサンブルをつくろう
- 事例 24 【創作:高】 「日本の色」を音楽で表現しよう
- 事例 25 【鑑賞:小1】 ようずをおんがくで 〈おどるこねこ〉

- 事例26 【鑑賞:小3】 せりつと音色 (白鳥)
- 事例27 【鑑賞:小5】 音楽のききどころ (つるぎのまい)
- 事例28 【鑑賞:中1】 (春) (第1楽章)を鑑賞して、感じたことを伝え合おう
- 事例29 【鑑賞:中3】 能の魅力を捉え、伝統芸能を支えよう
- 事例30 【鑑賞:高】 直感で音楽を捉える - 未知なる音との出会い -
- 事例31 【鑑賞:高】 全体と部分
- 事例32 【鑑賞:高】 「音楽の美しさに感動する」ということ - 音楽と人間の感歎の関わりについて考える -
- 事例33 【教員養成大学の実践】 ESD 理念に基づくわらべうた関連教材の開発とその実践
- おわりに
- 付録

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計6件)

宮下 俊也、『『芸術科音楽』が幸せな社会をつくる!』、『教育音楽 中学高校版』6月号、査読 無、音楽之友社、2018、pp.28-31

宮下 俊也、「音楽の改訂のポイントと学校の対応課題」、『よくわかる 小学校・中学校 新学習指導要領全文と要点解説』、奈須正裕編集、「新教育課程」ポイント理解 2、査読無、教育開発研究所、2017、pp.58-61

宮下 俊也、「新しい音楽科教育の扉を開く鍵」、『教育音楽 中学高校版』5月号、査読無、音楽之友社、2017、pp.33-35

宮下 俊也、「音楽、芸術(音楽)の改訂のポイントと留意点」、『よくわかる 中教審「学習指導要領」答申のポイント』、新教育課程実践研究会編、「新教育課程」ポイント理解 1、査読無、教育開発研究所、2017、pp.78-79

宮下 俊也、「よりよい人生、よりよい社会を創造するために音楽科が求めるもの[音楽] 中学校」、『見えてきた新学習指導要領』、新教育課程ライブラリ、Vol.12、査読無、ぎょうせい、2016、pp.40-41

宮下 俊也(2016)「『音楽を教え、学ぶ意味』を問い直す新学習指導要領[音楽] 小学校」、『見えてきた新学習指導要領』、新教育課程ライブラリ、Vol.12、査読無、ぎょうせい、2016、pp.38-39

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計5件)

宮下 俊也 他、明治図書、2019、『平成30年版学習指導要領改訂のポイント 高等学校芸術(音楽)』、『音楽によって生活や社会を明るく豊かなものにしていく態度』、pp.42-45、「自分や社会にとっての音楽の意味や価値」、pp.46-49、「事例でみる学習指導要領改訂のポイント鑑賞』、pp.100-103

宮下 俊也 他、教育開発研究所、2018、『中学校 全面実施につながる移行措置実践ガイド』、『移行期の『音楽科』実践ガイド』、pp.68-71

宮下 俊也 編著、ぎょうせい、2018、『平成29年改訂 中学校教育課程実践講座 音楽』、全218頁

宮下 俊也 編著、ぎょうせい、2018、『平成29年改訂 小学校教育課程実践講座 音楽』、全237頁

宮下俊也 他、明治図書、2017、『3時間で学べる 平成29年度版 小学校新学習指導要領 Q&A』、『音楽の改訂の一番のポイントは?』、pp.100-103

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：臼井 学

ローマ字氏名：USUI, Manabu

所属研究機関名：国立教育政策研究所教育課程研究センター

部局名：研究開発部

職名：教育課程調査官

研究者番号：00739427

研究分担者氏名：津田 正之

ローマ字氏名：TSUDA, Masayuki

所属研究機関名：国立音楽大学

部局名：音楽学部

職名：教授

研究者番号：10315450

研究分担者氏名：劉 麟玉

ローマ字氏名：LIOU, Lin-Yu

所属研究機関名：奈良教育大学

部局名：教育学部

職名：准教授

研究者番号：40299350

(2)研究協力者

研究協力者氏名：なし

ローマ字氏名：なし

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。